

# 令和6年 第1回 短答式試験

## 財務会計論/解答

問題 1	問題 2	問題 3	問題 4	問題 5	問題 6	問題 7	問題 8	問題 9	問題10
1	1	3	2	5	4	5	5	5	1
問題11	問題12	問題13	問題14	問題15	問題16	問題17	問題18	問題19	問題20
4	3	1	2	6	5	6	2	3	5
問題21	問題22	問題23	問題24	問題25	問題26	問題27	問題28		
3	6	3	4	4	1	5	5		

本試験、お疲れ様でした。

必ず得点したい問題



(解説では問題番号に \*\*\* を付しています。)

50%の正答率を確保したい問題



(解説では問題番号に \*\* を付しています。)

得点できなくてもよい問題



(解説では問題番号に \* を付しています。)

想定合格ライン： 142点/200点

$$\textcircled{8}\text{点} \times 12 + \textcircled{8}\text{点} \times 7 \times 50\% + \textcircled{4}\text{点} \times 4 + \textcircled{4}\text{点} \times 1 \times 50\% = 142\text{点}$$

本試験、お疲れ様でした。

問題構成は、理論12問，計算は個別問題が10問，総合問題が6問で，前回より理論が2問増加し，計算の個別問題が2問減少しました。

高い正答率が求められる問題は，理論6問/12問，個別問題6問/10問，総合問題4問/6問です。直近5回の難易度はほぼ同レベルで，合格ラインは，70% +  $\alpha$  で安定しています。

問題 1 重要性\*\*

複式簿記に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(8点)

ア 複式簿記は、資産の増加や費用の発生のような借方項目と、負債の増加や収益の発生のような貸方項目との組合せとして、個々の取引が企業に及ぼす影響を二面的に記録する帳簿記入の方式である。  
○

借方項目と貸方項目への貸借記録を「二面的に記録」と表現している。

イ 複式簿記では、企業が自らの経営管理に役立てるために、総勘定元帳として設定される勘定科目を分割して用いてもよいし、また、勘定科目を分割しなくても、補助元帳で明細を記録すれば、取引の内容を詳細に帳簿で把握できる。  
○

「経理自由」についての説明である。

ウ 複式簿記では、企業活動や事象のうち、企業の資産・負債・資本・収益・費用に及ぼすものを取引として識別する。そのため、例えば、金融資産を取得する契約を締結しただけでは取引に該当しないため仕訳は行われない。  
×

「金融商品に関する会計基準」7.55. 参照

金融資産の契約上の権利又は金融負債の契約上の義務を生じさせる契約を締結したときは、原則として、当該金融資産又は金融負債の発生を認識しなければならない。

→ 金融資産自体を対象とする取引については、取引の契約時から時価の変動リスクや契約の相手方の信用リスクが契約当事者に生じるため、契約締結時点で発生を認識、つまり仕訳を行う。

エ 複式簿記では貸借平均の原理が成り立つため、合計試算表を作成することで帳簿記録の正確性を確認することができる。合計試算表における借方金額の合計と貸方金額の合計が一致していれば、仕訳帳から総勘定元帳への転記には誤りがないといえる。  
×

貸借同額の転記の誤りや転記科目の誤りは、合計試算表における借方金額の合計と貸方金額の合計が一致するため、これをもって仕訳帳から総勘定元帳への転記には誤りがないとはいえない。

1. **アイ**      2. アウ      3. アエ      4. イウ      5. イエ      6. ウエ

問題 2 重要性\*\*\*

資本維持論に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。  
(8点)

---

ア 維持すべき資本の本質を貨幣に置く資本維持論には、企業が投下した資本の貨幣額を名目額  
\*\*\* のまま維持する考え方と、資本を貨幣の実質価値で維持する考え方が存在する。前者において  
○ は、貨幣価値が持続的に低下する経済状況の下でも、当期純利益の計算の際に資本の修正を必  
要としない。

維持すべき資本概念には以下の3つがある。

名目資本維持：企業が投下した資本の貨幣額を名目額のまま維持する考え方

実質資本維持：資本を貨幣の実質価値で維持する考え方

実体資本維持：実物財の再取得に必要な資金額を維持する考え方

---

イ インフレーションの経済状況下で取得原価に基づく資産の減価償却を実施した場合には、償  
\*\* 却不足が貨幣資本の侵食をもたらすため、インフレーションの経済状況下における資本維持の  
○ 考え方としては、維持すべき資本の本質を貨幣の実質価値とする考え方が適している。

実質資本維持では貨幣資本の購買力を維持すべきと考えるので、インフレーションの経済状  
況下における資本維持の考え方として適している。

---

ウ 企業が投下した資本の貨幣額を名目額のまま維持する考え方は、貨幣価値変動の影響が資本  
\*\*\* の価値に反映されないことから、意思決定に有用な会計情報の提供のためには不十分であり、  
× 財務報告においては採用されない。

財務報告において、名目資本維持の考え方が採用されている。

---

エ 3年前に取得した建物が火災により焼失し、受け取った保険金で当該建物を再建した。建物  
\*\* 取得時から3年間で一般物価が20%上昇しているが、保険金の額は建物の再建に要した金額を  
× 上回っていた。資本を貨幣の実質価値で維持する考え方によれば、焼失した建物の帳簿価額と  
受け取った保険金の差額は全て保険差益として特別利益となる。

保険金の差額は全て保険差益として特別利益とする会計処理は、実体資本維持の考え方(実  
物財の再取得に必要な資金額を維持する考え方)による。

---

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. イウ      5. イエ      6. ウエ

**問題 3** 重要性\*

国際会計基準等に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(8点)

- ア 金融商品取引法におけるディスクロージャー制度の下では、連結財務諸表の作成のための会計基準として、日本基準、米国基準、指定国際会計基準、修正国際基準の四つの基準が存在している。

「連結財務諸表規則」第1条. 第93条. 第94条. 第95条参照

- イ 有価証券報告書の提出会社においては、連結財務諸表の用語、様式および作成方法は、継続適用を条件に指定国際会計基準にすることができ、我が国において国際会計基準の普及を推進する観点から、特段の適用要件は求められていない。

「連結財務諸表規則」第1条の2(適用の特例)

有価証券の発行者のうち、次に掲げる要件の全てを満たす株式会社（指定国際会計基準特定会社）が提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、第七章第一節(指定国際会計基準)の定めるところによることができる。

- 一 有価証券届出書又は有価証券報告書において、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行っていること。
- 二 指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、指定国際会計基準に基づいて連結財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。

- ウ 有価証券報告書における連結財務諸表を指定国際会計基準によって作成している会社においても、会社法に基づく連結計算書類については、会社計算規則に準拠して日本基準で作成しなければならない。

「会社計算規則」第120条（国際会計基準で作成する連結計算書類に関する特則）

1. 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第93条の規定により連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について指定国際会計基準に従うことができるものとされた株式会社の作成すべき連結計算書類は、指定国際会計基準に従って作成することができる。

- エ 国際会計基準のうち、日本の会計基準と基本的な考え方に重要な差異がある部分を修正した修正国際基準の特徴は、のれんの規則的償却、およびその他の包括利益に関するリサイクル処理が必要とされる点である。

「のれんの会計処理」「その他の包括利益の会計処理」参照

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. イウ      5. イエ      6. ウエ

**問題 4** 重要性\*\*

当社の賃貸等不動産の管理状況に係る〔資料Ⅰ〕および〔資料Ⅱ〕に基づいて、当期（X5年4月1日～X6年3月31日）末の連結貸借対照表における賃貸等不動産の帳簿価額の合計額と連結損益計算書における賃貸等不動産に関する損益の合計額の組合せとして、最も適切な番号を一つ選びなさい。なお、当社の保有する賃貸等不動産は、〔資料Ⅰ〕および〔資料Ⅱ〕に記載のあるもののみであり、当期において減損は生じていない。（8点）

〔資料Ⅰ〕

1. 前期末の連結貸借対照表に計上している賃貸等不動産の前期末残高は、以下のとおりである。なお、連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額である。  
 オフィスビル合計額 6,000百万円、商業施設合計額 4,500百万円、  
 住宅合計額 2,500百万円
2. 当期にオフィスビルAを900百万円で取得し、オフィスビルBを160百万円でリニューアルし、これに係る支出額は資本的支出とした。また、1,100百万円（前期末残高）のオフィスビルCは、当期首から子会社に賃貸しており、同社が自社利用している。
3. 当期の賃貸等不動産に係る連結上の減価償却費は、オフィスビルが120百万円、商業施設が190百万円、住宅が35百万円であった。
4. 商業施設の前期末残高のうち、当期首に商業施設D800百万円を870百万円で売却するとともに、当期首に商業施設E1,050百万円を自社利用に振り替えた。なお、商業施設F950百万円は、当期首より遊休施設となっている。商業施設Fの当期の減価償却費は10百万円であり、〔資料Ⅰ〕3.の商業施設の減価償却費190百万円に含まれている。

〔資料Ⅱ〕

（単位：百万円）

用途	連結損益計算書における金額			
	営業収益	営業原価	営業利益	その他損益
オフィスビル	(各自計算)	500	(各自計算)	
商業施設	1,200	420	780	(各自計算)
住宅	900	180	720	
合計	(各自計算)	1,100	(各自計算)	(各自計算)

1. 営業収益および営業原価は、賃貸収益とこれに対応する費用（減価償却費、修繕費、保険料、租税効果等）であり、それぞれ「営業収益」および「営業原価」に計上されている。
2. オフィスビルに係る賃貸収入の内訳は、オフィスビルAが600百万円、オフィスビルBが400百万円、オフィスビルCが80百万円、その他のオフィスビルが800百万円であった。
3. 商業施設Dの売却益および商業施設Fの減価償却費は「その他損益」に計上した。

	賃貸等不動産の帳簿価額の合計額	賃貸等不動産に関する損益の合計額
1.	10,670百万円	2,860百万円
2.	10,765百万円	2,860百万円
3.	10,765百万円	2,940百万円
4.	11,770百万円	2,940百万円
5.	11,815百万円	2,940百万円
6.	11,865百万円	2,860百万円

<解説>

(単位：百万円)

1. オフィスビル

帳簿価額5,840＝期首6,000＋取得A900＋資本的支出B160－子会社使用C1,100－減価償却費120

営業収益1,800＝賃貸収入A600＋B400＋その他800

∴ 損益1,300＝営業収入1,800－営業原価500

∴ 親会社賃貸の子会社自社使用オフィスビルCは連結上賃貸等不動産に含まれない

2. 商業施設

帳簿価額2,460＝期首4,500－売却D800－自社利用E1,050－減価償却費190

損益840＝営業損益780＋その他損益(売却益870-800－減価償却費F10)

∴ 将来の使用が見込まれていない遊休不動産(商業施設F)は賃貸等不動産に含まれる

3. 住宅

帳簿価額2,465＝期首2,500－減価償却費35

損益720＝営業損益720

∴ 賃貸等不動産の帳簿価額の合計額10,765＝オフィスビル5,840＋商業施設2,460＋住宅2,465

賃貸等不動産に関する損益の合計額2,860＝オフィスビル1,300＋商業施設840＋住宅720

**問題 5** 重要性\*\*

次の〔資料〕に基づき、X2年度（X2年4月1日～X3年3月31日）の貸借対照表に計上される設備Aに係る資産除去債務の金額として、最も適切なものの番号を一つ選びなさい。なお、会計処理は「資産除去債務に関する会計基準」および同適用指針に従うこと。計算過程で端数が生じる場合、小数点第1位をその都度四捨五入すること。（8点）

〔資料〕

1. 当社はX1年4月1日、設備Aを導入し、直ちに使用を開始した。設備Aの取得原価は50,000百万円であり、耐用年数は5年、残存価額は0円と見積もって、定額法による減価償却が行われている。
2. 当社には、設備Aを使用終了後に除去する法的義務がある。設備Aを除去するときの支出は、X1年4月1日現在、10,000百万円と見積もられた。そのうち2,000百万円は設備Aの取得時に発生し、8,000百万円については、設備Aの劣化に伴いその通常の使用における稼働時間に応じて土地を汚染するため、毎期5分の1ずつ発生する。
3. 資産除去債務を算定する際の割引率は、毎期年3.35%とする。
4. 使用に応じて発生する除去費用はいったん資産に計上し、当該計上時期と同一の期間に、資産計上額と同一の金額を費用処理する方法による。

- |    |          |    |          |    |          |
|----|----------|----|----------|----|----------|
| 1. | 4,220百万円 | 2. | 4,357百万円 | 3. | 4,547百万円 |
| 4. | 4,663百万円 | 5. | 4,710百万円 | 6. | 5,012百万円 |

<解説>

(単位：百万円)

1. 取得：X1年4月1日

設備 A	51,696	現金預金(仮)	50,000
		資産除去債務	1,696

\*1：資産除去債務1,696.2... = 取得時発生2,000 × 1 / (1 + 3.35%)<sup>5</sup>

2. 決算整理：X2年3月31日

(1) 減価償却

減価償却費	10,339	設備 A	51,696 × 1/5年
-------	--------	------	---------------

(2) 時の経過による調整額(取得時発生分)

利息費用	1,696 × 3.35%	資産除去債務	57
------	---------------	--------	----

(3) 使用の都度発生する資産除去債務

↑ いったん資産に計上し当該計上時期と同一の期間に資産計上額と同一の金額を費用処理する方法

設備 A	1,402	資産除去債務	1,402
減価償却費	1,402	設備 A	1,402

\*2：資産除去債務1,402.4... = 使用の都度発生8,000 × 1/5 × 1 / (1 + 3.35%)<sup>4</sup>

3. 決算整理：X3年3月31日

(1) 減価償却

減価償却費	10,339	設備 A	51,696 × 1/5年
-------	--------	------	---------------

(2) 時の経過による調整額(取得時発生分)

利息費用	(1,696 + 57) × 3.35%	資産除去債務	59
------	----------------------	--------	----

(3) 使用の都度発生する資産除去債務

↑ いったん資産に計上し当該計上時期と同一の期間に資産計上額と同一の金額を費用処理する方法

設備 A	1,449	資産除去債務	1,449
減価償却費	1,449	設備 A	1,449

\*2：資産除去債務1,449.4... = 使用の都度発生8,000 × 1/5 × 1 / (1 + 3.35%)<sup>3</sup>

(4) 時の経過による調整額(使用の都度発生分)

利息費用	1,402 × 3.35%	資産除去債務	47
------	---------------	--------	----

∴ 資産除去債務4,710 = 1,696 + 57 + 1,402 + 59 + 1,449 + 47

問題 6 重要性\*\*\*

「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」および同適用指針に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(8点)

- ア 自己株式の取得、処分および消却に関する付随費用については、付随費用を自己株式本体の  
\*\*\* 取引と一体と考えて資本取引と見なし、取得に要した費用は取得原価に含め、処分および消却  
× に要した費用は自己株式処分差額等の調整とする。

「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」14.

自己株式の取得、処分及び消却に関する付随費用は、損益計算書の営業外費用に計上する。

- イ 自己株式の取得については、自己株式の取得および処分が株主への資本の払戻しおよび株主  
\* からの資本の払込みの性格を有することに着目し、資本の払戻しおよび資本の払込みの性格を  
○ 有する類似の取引の認識に準じて、対価が金銭の場合は対価を支払うべき日に認識し、対価が  
金銭以外の場合は対価が引き渡された日に認識する。

「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」5.32.

自己株式の取得については、対価が金銭の場合は対価を支払うべき日に認識し、対価が金銭  
以外の場合は対価が引き渡された日に認識する。

自己株式等会計基準では、自己株式の取得及び処分は、株主との間の資本取引であり、資本  
の払戻し及び資本の払込みの性格を有すると位置付けた上で、その考えに照らして会計処理を  
定めている。よって、この会計処理との整合性から、資本の払戻し及び資本の払込みの性格を  
有する類似の取引の認識に準ずる方法が適切であると考えられる。

- ウ 自社の他の種類の新株を発行して自己株式を取得する場合、当該取引の実態は純資産の部の  
\* 株主資本内の移動であって、新たな払込みの事実がなく払込資本を増加させる必要はないとの  
○ 考えに基づき、対価として交付した自社の株式の帳簿価額を基礎として取得原価を算定すべき  
であるが、新株の発行においては帳簿価額がないため、当該自己株式の取得原価は零とする。

「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」8.37.

自社の他の種類の株式を交付して自己株式を取得する場合の当該自己株式の取得原価は、以  
下のとおり算定する。

- (1) 他の種類の新株を発行する場合

自己株式の取得原価は、零とする。

- (2) 他の種類の自己株式を処分する場合

自己株式の取得原価は、処分した自己株式の帳簿価額とする。

- エ 自己株式を無償で取得した場合、贈与その他無償で取得した資産の取得原価に係る取扱いに  
\*\*\* 準じて、公正な評価額をもって取得原価とし、株主資本の末尾に控除する形式で計上する。  
×

「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」14.

自己株式を無償で取得した場合、自己株式の数のみの増加として処理する。

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. **イウ**      5. イエ      6. ウエ

**問題 7** 重要性\*\*\*

〔資料Ⅰ〕に基づいて〔資料Ⅱ〕の当期の株主資本等変動計算書を作成した場合、①～③に入る数値の合計として最も適切なものの番号を一つ選びなさい。なお、〔資料Ⅰ〕に示された取引以外に株主資本を変動させる取引は当期中には存在しない。(8点)

〔資料Ⅰ〕 株主資本に関する当期中の一連の取引を時系列で示すと次のとおりである。

1. 自己株式70百万円を取得した。
2. 株主総会において、その他資本剰余金を原資とした配当100百万円および繰越利益剰余金を原資とした配当100百万円が決議され、準備金については、会社法および会社計算規則の規定による必要最低限の積立を行った。また、別途積立金6百万円を積み立てることが決議された。
3. 自己株式60百万円を50百万円で処分した。ただし、処分に要する手数料は考慮しない。
4. 自己株式20百万円を消却した。
5. 当期純利益は260百万円であった。

〔資料Ⅱ〕 当期の株主資本等変動計算書 (一部)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							株主 資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己 株式		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	利 益 準備金	その他利益剰余金 別 途 積立金		繰越利益 剰余金	
当期首残高	2,200	300	120	240	90	720	△10	3,660
当期変動額								
剰余金の配当								
別途積立金の積立								
当期純利益								
自己株式の取得								
自己株式の処分								
自己株式の消却								
……								
当期変動額合計								
当期末残高			①	②				③

1. 3,902                      2. 3,917                      3. 3,932

4. 3,935                      5. 3,945                      6. 3,950

<解説>

(単位：百万円)

1. 自己株式取得

自己株式	70	現金預金(仮)	70
------	----	---------	----

2. 剰余金の分配

繰越利益剰余金	100 + 5	未払金	100 + 100
その他資本剰余金	100 + 5	資本準備金	$10 \times 100 / 200$
		利益準備金	$10 \times 100 / 200$

\*1：準備金要積立額10＝資本金2,200×1/4－準備金(300＋240)

3. 別途積立金

繰越利益剰余金	6	別途積立金	6
---------	---	-------	---

4. 自己株式の処分

現金預金(仮)	50	自己株式	60
その他資本剰余金	10		

5. 自己株式の消却

その他資本剰余金	20	自己株式	20
----------	----	------	----

6. 当期純利益

損益	260	繰越利益剰余金	260
----	-----	---------	-----

7. その他資本剰余金の繰越利益剰余金による充当

繰越利益剰余金	15	その他資本剰余金	15
---------	----	----------	----

\*2：その他資本剰余金△15＝期首120－剰余金の分配105－自己株式の処分10－自己株式の消却20

	株 主 資 本							株主 資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自己 株式	
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	利 益 準備金	その他利益剰余金			
					別 途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,200	300	120	240	90	720	△10	3,660
当期変動額								
剰余金の配当		5	△105	5		△105		△200
別途積立金の積立					6	△6		0
当期純利益						260		260
自己株式の取得							△70	△70
自己株式の処分			△10				60	50
自己株式の消却			△20				20	0
その他資本剰余金の 充当			15			△15		0
当期変動額合計	0	5	△120	5	6	134	10	40
当期末残高	2,200	305	①0	②245	96		0	③3,700

∴ 合計3,945 = ①0 + ②245 + ③3,700

**問題 8** 重要性\*\*\*

当社は月次決算を採用している。次の〔資料〕に基づき、当月（X2年3月1日～X2年3月31日）の損益計算書の売上原価の金額として最も適切なものの番号を一つ選びなさい。なお、計算過程で端数が生じる場合、小数点第1位をその都度四捨五入すること。（8点）

〔資料〕

（前提条件）

- ・当社はA商品の仕入、販売を行う会社であり、これ以外の売上項目は存在しない。
- ・A商品の評価方法として月次総平均法を採用している。

（X2年3月1か月間のA商品の取引）

- ・3月1日：A商品前月繰越高は、単価46,000円、数量800個であった。
- ・3月10日：A商品を560個販売した。
- ・3月12日：A商品を単価46,500円で400個を掛で仕入れ、商品の掛代金は翌月末支払とし、引取運賃200,000円を運送会社に現金で支払った。
- ・3月15日：A商品30個を見本品として販売促進用に使用し、販売費に振り替えた。
- ・3月21日：A商品を単価46,000円で400個を掛で仕入れ、引取運賃200,000円を運送会社に現金で支払った。また、商品の掛代金を7日以内に支払うときは1%を割り引くとの条件が示されたため、仕入の翌日に銀行振込で支払った。

（月末の決算手続に係る事項）

- ・A商品の月末実地棚卸数量は1,007個であった。なお、棚卸減耗が生じる場合、原価性のある棚卸減耗費として売上原価処理する。
- ・A商品の月末における正味売却価額は単価46,100円であった。なお、A商品の収益性の低下が認められる場合は、臨時の事象に起因した多額なものとしては扱わないこととする。

- |    |             |    |             |    |             |
|----|-------------|----|-------------|----|-------------|
| 1. | 25,993,550円 | 2. | 26,109,125円 | 3. | 26,205,500円 |
| 4. | 26,246,925円 | 5. | 26,386,050円 | 6. | 26,427,670円 |

<解説>

(単位：円)

1. 仕入：3月12日

仕入	18,800,000	買掛金	@46,500×400個
		現金(引取運賃)	200,000

2. 仕入：3月21日

仕入	18,600,000	買掛金	@46,000×400個
		現金(引取運賃)	200,000

3. 仕入割引：3月22日

買掛金	@46,000×400個	預金	@46,000×400個×99%
		仕入割引	@46,000×400個×1%

4. 売上原価の算定

売上原価	26,386,050	商品(期首)	@46,000×800個
販売費(見本費)	@46,375×30個	仕入	18,800,000+18,600,000
商品	@46,100×1,007個		

\*1：平均単価@46,375=(期首@46,000×800個+仕入18,800,000+18,600,000)÷1,600個

※ 棚卸減耗費、商品評価損は共に売上原価に含める

問題 9 重要性\*\*\*

「金融商品に関する会計基準」に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(8点)

- ア ヘッジ取引時において、ヘッジ取引が企業のリスク管理方針に従ったものであることが客観的に認められなくても、ヘッジ取引時以降において、ヘッジ対象とヘッジ手段の損益が高い程度で相殺される状態が引き続き認められることによって、ヘッジ手段の効果が定期的に確認されていれば、ヘッジ取引にヘッジ会計が適用されることになる。

「金融商品に関する会計基準」31.

ヘッジ取引にヘッジ会計が適用されるのは、次の要件がすべて満たされた場合とする。

- (1) ヘッジ取引時において、ヘッジ取引が企業のリスク管理方針に従ったものであることが、次のいずれかによって客観的に認められること
- (2) ヘッジ取引時以降において、ヘッジ対象とヘッジ手段の損益が高い程度で相殺される状態又はヘッジ対象のキャッシュ・フローが固定されその変動が回避される状態が引き続き認められることによって、ヘッジ手段の効果が定期的に確認されていること

- イ 予定取引とは、未履行の確定契約に係る取引および契約は成立していないが、取引予定時期、取引予定物件、取引予定量、取引予定価格等の主要な取引条件が合理的に予測可能であり、かつ、それが実行される可能性が極めて高い取引をいう。

「金融商品に関する会計基準」(注12)

予定取引とは、未履行の確定契約に係る取引及び契約は成立していないが、取引予定時期、取引予定物件、取引予定量、取引予定価格等の主要な取引条件が合理的に予測可能であり、かつ、それが実行される可能性が極めて高い取引をいう。

- ウ 資産または負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用されている金利スワップが、金利変換の対象となる資産または負債とヘッジ会計の要件を満たしている場合には、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産または負債に係る利息に加減して処理しなければならない。

「金融商品に関する会計基準」(注14)

資産又は負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用されている金利スワップが金利変換の対象となる資産又は負債とヘッジ会計の要件を満たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件(利率、利息の受払日等)及び契約期間が当該資産又は負債とほぼ同一である場合には、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産又は負債に係る利息に加減して処理することができる。

- 
- エ       ヘッジ会計の要件が充たされなくなったときには、ヘッジ会計の要件が充たされていた間の
- \*\*\*   ヘッジ手段に係る損益または評価差額は、ヘッジ対象に係る含み益が減少することによりヘッジ会計の終了時点で重要な損失が生じるおそれがある場合を除き、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで引き続き繰り延べる。
- 

「金融商品に関する会計基準」33.

ヘッジ会計の要件が充たされなくなったときには、ヘッジ会計の要件が充たされていた間のヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで引き続き繰り延べる。

ただし、繰り延べられたヘッジ手段に係る損益又は評価差額について、ヘッジ対象に係る含み益が減少することによりヘッジ会計の終了時点で重要な損失が生じるおそれがあるときは、当該損失部分を見積り、当期の損失として処理しなければならない。

---

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. イウ      5. イエ      6. ウエ

**問題10** 重要性\*\*\*

次の〔資料〕に基づき、当社（決算は年1回、決算日は3月31日）のX1年3月期末の(a)その他有価証券の金額および(b)その他有価証券評価差額金の金額の組合せとして、最も適切なものの番号を一つ選びなさい。(8点)

〔資料〕

1. X1年3月31日現在、当社が保有するその他有価証券の銘柄に関する取得原価および期末の市場価格は次のとおりである。

銘柄	取得原価	期末の市場価格
A社株式	9,700千円	9,200千円
B社株式	8,000千円	8,800千円
C社株式	2,000千円	—
D社株式	3,200千円	1,400千円
E社株式	1,800千円	—

2. その他有価証券の評価差額の会計処理は、全部純資産直入法を採用している。
3. 税効果会計の適用に当たっての法定実効税率は40%とし、繰延税金資産または繰延税金負債に関して回収または支払が見込まれない金額はないものとする。
4. C社株式は、市場価格のない株式に該当する。また、当社はC社の発行済株式総数1,000株のうち12.5%を保有しており、C社株式の直近の1株当たりの実質価額は20千円である。
5. D社株式の時価は、著しく下落しており、取得原価まで回復する見込みはない。
6. E社株式は、市場価格のない株式に該当する。また、当社はE社の発行済株式総数の10%を保有している。資産等の時価評価を加味したE社の直近の純資産額は8,000千円であり、E社の財政状態は著しく悪化し、回復の見込みがないことが判明した。

	(a)	(b)
1.	22,200千円	180千円
2.	22,200千円	△1,500千円
3.	22,700千円	480千円
4.	22,700千円	△1,200千円
5.	23,200千円	180千円
6.	23,200千円	480千円

(注) △は借方残高であることを示している。

<解説>

(単位：千円)

1. A社株式

投資有価証券 <sub>(時価)</sub>	9,200	投資有価証券 <sub>(取得原価)</sub>	9,700
その他有価証券評価差額金	$500 \times 60\%$		
繰延税金資産	$500 \times 40\%$		

2. B社株式

投資有価証券 <sub>(時価)</sub>	8,800	投資有価証券 <sub>(取得原価)</sub>	8,000
		その他有価証券評価差額金	$800 \times 60\%$
		繰延税金負債	$800 \times 40\%$

3. C社株式

--	--	--	--

\*1：投資有価証券(実価)2,500 =  $20 \times 1,000 \text{株} \times 12.5\%$   
> 取得原価2,000

4. D社株式

投資有価証券 <sub>(時価)</sub>	1,400	投資有価証券 <sub>(取得原価)</sub>	3,200
投資有価証券評価損	1,800		

5. E社株式

投資有価証券 <sub>(実価)</sub>	800	投資有価証券 <sub>(取得原価)</sub>	1,800
投資有価証券評価損	1,000		

\*2：投資有価証券(実価)800 =  $8,000 \times 10\%$   
< 取得原価1,800  $\times 50\%$

∴ その他有価証券の金額22,200 = A社株式9,200 + B社株式8,800 + C社株式2,000 + D社株式1,400  
+ E社株式800

その他有価証券評価差額金180 = B社株式 $800 \times 60\%$  - A社株式 $500 \times 60\%$

問題11 重要性\*\*\*

「ストック・オプション等に関する会計基準」および同適用指針に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(8点)

- ア 「ストック・オプション等に関する会計基準」は、企業がその従業員等に対しストック・オプションを付与する取引を適用範囲としているが、企業が財貨の取得において、対価として自社株式オプションを付与する取引は、適用範囲としていない。

「ストック・オプション等に関する会計基準」3.

本会計基準は、次の取引に対して適用される。

- (1) 企業がその従業員等に対しストック・オプションを付与する取引  
(2) 企業が財貨又はサービスの取得において、対価として自社株式オプションを付与する取引であって、(1)以外のもの

- イ スtock・オプションを付与し、これに応じて企業が従業員等から取得するサービスは、その取得に応じて費用として計上し、対応する金額を、ストック・オプションの権利の行使または失効が確定するまでの間、貸借対照表の純資産の部に新株予約権として計上する。

「ストック・オプション等に関する会計基準」4.

ストック・オプションを付与し、これに応じて企業が従業員等から取得するサービスは、その取得に応じて費用として計上し、対応する金額を、ストック・オプションの権利の行使又は失効が確定するまでの間、貸借対照表の純資産の部に新株予約権として計上する。

- ウ スtock・オプションに係る「条件変更」とは、付与したストック・オプションに係る条件を事後的に変更し、ストック・オプションの公正な評価単価、ストック・オプション数または合理的な費用の計上期間のいずれか一つ以上を意図して変動させることをいう。なお、株式分割が行われた場合に、付与されたストック・オプションの実質的内容を維持するための調整として行われた行使価格やストック・オプション数の変更は、ここでいう「条件変更」には当たらない。

「ストック・オプション等に関する会計基準」2.

(15) スtock・オプションに係る「条件変更」とは、付与したストック・オプションに係る条件を事後的に変更し、ストック・オプションの公正な評価単価、ストック・オプション数又は合理的な費用の計上期間のいずれか1つ以上を意図して変動させることをいう。

「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」4.

株式分割、株式併合、又は株式の第三者割当増資が行われた場合に、付与されたストック・オプションの実質的内容を維持するための調整として行われた行使価格やストック・オプション数の変更は、会計基準第2項(15)にいう、ストック・オプションに係る「条件変更」にはあたらない。

- エ 新株予約権の行使に伴い、当該企業が自己株式を処分した場合には、自己株式の取得原価と、  
\*\*\* 新株予約権の帳簿価額および権利行使に伴う払込金額の合計額との差額は、権利行使された期  
× の株式報酬費用に加減する。

「ストック・オプション等に関する会計基準」8.

なお、新株予約権の行使に伴い、当該企業が自己株式を処分した場合には、自己株式の取得原価と、新株予約権の帳簿価額及び権利行使に伴う払込金額の合計額との差額は、自己株式処分差額であり、企業会計基準第1号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」第9項、第10項及び第12項により会計処理を行う。

「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」9. 10.

自己株式処分差益は、その他資本剰余金に計上する。

自己株式処分差損は、その他資本剰余金から減額する。

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. **イウ**      5. イエ      6. ウエ

**問題12** 重要性\*\*\*

当社（決算は年1回、決算日は3月31日）は、X1年6月の株主総会での決議に基づき、X1年7月1日付で従業員にストック・オプションを付与した。次の〔資料Ⅰ〕および〔資料Ⅱ〕に基づき、(a)X3年3月期の損益計算書に計上される株式報酬費用の金額および(b)X4年3月31日現在の貸借対照表における新株予約権の金額の組合せとして、最も適切なものの番号を一つ選びなさい。なお、期間按分計算は月割によるものとする。（8点）

〔資料Ⅰ〕

- 従業員30名に対して1名当たり100個のストック・オプションを付与した。
- 権利行使により与えられる株式数はストック・オプション1個につき1株である。
- 権利行使時の払込金額は50千円/株で、権利行使期限はX5年6月末日である。
- ストック・オプションの付与日における公正な評価単価は6千円/個である。
- 新株予約権の行使は、利益がX1年3月期の利益に比して110%以上であるときに、その翌期の7月1日から1年間、認められる。
- ストック・オプションの一部行使および他者への譲渡はできない。また、権利行使に当たっては行使時に従業員であることを要し、退職時に権利は失効する。
- X1年6月の株主総会における決議に当たって、X2年3月期の利益は、X1年3月期比で105%、X3年3月期、X4年3月期およびX5年3月期の利益は、X1年3月期比で115%になると見込んでおり、業績条件の未達成による失効はないものと見込んでいる。くわえて、従業員の退職による失効もないものと見込んでいる。

〔資料Ⅱ〕

- 各期のX1年3月期と比した利益実績および利益見込みの比率は次のとおりである。

会計期間	利益実績	利益見込み		
		X3年3月期	X3年3月期	X3年3月期
X2年3月期	106%	116%	116%	116%
X3年3月期	116%	—	118%	118%
X4年3月期	120%	—	—	118%

- 翌期以降の退職者見込みは、X2年3月末日において0名、X3年3月末日において0名であった。
- 実際の退職者は、X2年3月期2名、X3年3月期2名、X4年3月期0名であった。
- X3年7月1日からX4年3月末日までに従業員20名が新株予約権を行使した。

	1.	2.	3.	4.	5.	6.
(a)	7,200千円	7,200千円	7,350千円	7,350千円	7,800千円	7,800千円
(b)	4,800千円	12,000千円	3,600千円	12,000千円	3,600千円	4,800千円

<解説>

(単位：千円)

1. ストック・オプション付与：X1年7月1日(権利確定日：権利行使開始期間の開始日前日X3年6月末日)

--	--

2. 決算整理：X2年3月31日

株式報酬費用	6,300	新株予約権	6,300
--------	-------	-------	-------

\*1：新株予約権6,300=@6×100個×(30名－実際退職2名)×9ヶ月/24ヶ月(X1年7月～X3年6月)

3. 決算整理：X3年3月31日

株式報酬費用	7,350	新株予約権	13,650－6,300
--------	-------	-------	--------------

\*2：新株予約権13,650=@6×100個×(30名－実際退職4名)×21ヶ月/24ヶ月(X1年7月～X3年6月)

4. 権利確定日：X3年6月30日

株式報酬費用	1,950	新株予約権	15,600－13,650
--------	-------	-------	---------------

\*3：新株予約権15,600=@6×100個×(30名－実際退職4名)

5. 権利行使：X3年7月1日～X4年3月31日

新株予約権	15,600×20名/26名	資本金	112,000
現金預金	@50×100個×20名		

∴ X4年3月31日新株予約権3,600=15,600－15,600×20名/26名

**問題13** 重要性\*\*\*

次の〔資料〕に基づき、X1年度（X1年4月1日～X2年3月31日）の①期末リース債務の合計額および②リース資産に関する減価償却費の合計額の組合せとして、最も適切なものの番号を一つ選びなさい。なお、計算結果に端数が生じる場合、千円未満をその都度四捨五入すること。（8点）

〔資料 I〕

1. 当社は、借手としてX1年4月1日に、同日をリース期間開始日とする、次の3件のリース契約を締結した。各契約とも、リース料は、X2年3月31日を初回とし、年1回、各年の3月31日に現金による支払を行い、リース期間中は、解約不能である。また、再リース契約条項は、含まれていない。なお、これら以外にリース契約は、存在しない。

契約No.	リース料(年額)	リース期間	所有権移転条項または割安購入選択権
No. 101	6,000千円	3年	所有権移転条項を含んでいる
No. 102	8,000千円	4年	いずれも含まない
No. 103	9,000千円	3年	いずれも含まない

2. 上記1. の各契約のリース対象物件は、次のとおりである。各対象物件とも、貸手の購入価額は、明らかではない。また、当社向けの特別仕様ではない。

契約No.	対象物件	見積現金購入価額	経済的耐用年数
No. 101	機械A	18,000千円	4年
No. 102	機械B	31,000千円	7年
No. 103	機械C	50,000千円	6年

3. 当社の会計処理方法および利率は、以下のとおりである。

- (1) 当社が所有する、上記リース対象物件と同種の資産の減価償却は、償却期間を経済的耐用年数、残存価額を0円とし、定額法により行っている。
- (2) リース資産の減価償却は、定額法によるものとする。
- (3) リース債務の利息相当額は、原則的方法により期間配分を行う。
- (4) 貸手の計算利率を、当社は知り得ない。
- (5) 当社の追加借入利率は、年2%と見積られる。なお、リース期間開始日におけるリース債務の計算に当たっては、次の年金現価係数を用いること。

3年	4年	5年	6年	7年
2.8839	3.8077	4.7135	5.6014	6.4720

	1.	2.	3.	4.	5.	6.
①	34,720千円	34,720千円	35,980千円	35,980千円	52,194千円	52,194千円
②	11,942千円	20,594千円	11,942千円	13,750千円	13,750千円	20,594千円

<解説>

(単位：千円)

1. No. 101：所有権移転ファイナンス・リース

∴ 解約不能リース期間3年 $\geq$ 経済的耐用年数4年 $\times$ 75%、所有権移転条項あり

(1) リース取引開始：X1年4月1日

リース資産	17,303	リース債務	17,303
-------	--------	-------	--------

\*1：所有権移転ファイナンス・リース+貸手の購入価額等：不明+貸手の計算利率：不明

リース料総額の割引価値 $17,303.4 = 6,000 \times 2.8839$  (2%、3年)

<見積現金購入価額18,000

(2) 第1回リース料支払：X2年3月31日

リース債務	5,654	現金(リース料)	6,000
支払利息	$17,303 \times 2\%$		

(3) 決算整理：X2年3月31日

減価償却費	4,326	減価償却累計額	$17,303 \times 1/4$ 年
-------	-------	---------	-----------------------

2. No. 102：所有権移転外ファイナンス・リース

∴ 解約不能リース期間4年<経済的耐用年数7年 $\times$ 75%

リース料総額の割引価値 $30,461.6 = 8,000 \times 3.8077$  (2%、4年)

>見積現金購入価額31,000 $\times$ 90%、所有権移転条項等なし

(1) リース取引開始：X1年4月1日

リース資産	30,462	リース債務	30,462
-------	--------	-------	--------

\*1：所有権移転外ファイナンス・リース+貸手の購入価額等：不明+貸手の計算利率：不明

リース料総額の割引価値 $30,461.6 <$ 見積現金購入価額31,000

(2) 第1回リース料支払：X2年3月31日

リース債務	7,391	現金(リース料)	8,000
支払利息	$30,462 \times 2\%$		

(3) 決算整理：X2年3月31日

減価償却費	7,616	減価償却累計額	$30,462 \times 1/4$ 年
-------	-------	---------	-----------------------

3. No. 103：オペレーティング・リース

∴ 解約不能リース期間3年<経済的耐用年数6年 $\times$ 75%

リース料総額の割引価値 $25,955.1 = 9,000 \times 2.8839$  (2%、3年)

<見積現金購入価額50,000 $\times$ 90%

(1) 第1回リース料支払：X2年3月31日

支払リース料	9,000	現金	9,000
--------	-------	----	-------

∴ リース債務 $34,720 = (\text{No. 101}) 17,303 - 5,654 + (\text{No. 102}) 30,462 - 7,391$

減価償却費 $11,942 = (\text{No. 101}) 4,326 + (\text{No. 102}) 7,616$

**問題14** 重要性\*\*

当社（会計期間は1年、決算日は3月31日）は、工作機械を製造・販売することを主たる事業としているが、同時に、貸手として当社製の機械をリース物件とするリース取引を行っている。X1年4月1日に開始された機械Cのリース取引に関する次の〔資料〕に基づき、当社のX3年3月期に帰属する利息相当額の金額として、最も適切なものの番号を一つ選びなさい。なお、計算結果に端数が生じる場合、千円未満を四捨五入すること。（8点）

〔資料〕

1. リース料総額 100,000千円
2. リース料の支払条件毎年3月末に1年分20,000千円を後払い
3. 解約不能のリース期間5年
4. 再リース契約条項なし
5. 当社の製作価額84,248千円
6. 借手に対する現金販売価額 89,036千円
7. 計算利率各自推定
8. 所有権移転条項なし
9. 割安購入選択権なし
10. 借手向けの特別仕様なし
11. リース物件の経済的耐用年数 8年
12. 当社の見積残存価額 0円
13. 貸手の製作価額と借手に対する現金販売価額に差がある場合の会計処理は原則的方法によるものとし、重要性が乏しい場合の会計処理は適用しない。また、現在価値の計算に当たっては、次の年金現価係数を用いること。

利率(年) \ 期間	3%	4%	5%	6%	7%
1年	0.9709	0.9615	0.9524	0.9434	0.9346
2年	1.9135	1.8861	1.8594	1.8334	1.8080
3年	2.8286	2.7751	2.7232	2.6730	2.6243
4年	3.7171	3.6299	3.5460	3.4651	3.3872
5年	4.5797	4.4518	4.3295	4.2124	4.1002

1. 2,230 千円
2. 2,904 千円
3. 3,544 千円
4. 3,562 千円
5. 4,158 千円
6. 4,742 千円

<解説>

(単位：千円)

(1) リース取引開始：X1年4月1日

リース投資資産 (現金販売価額)	89,036	製作価額	84,248
		販売益	4,788

(2) 第1回リース料支払：X2年3月31日

現金預金 (受取リース料)	20,000	リース投資資産	16,439
		受取利息	$89,036 \times 4\%$

\*1：年金現価係数 $4.4518 = 89,036 \div 20,000$   
=4%、5年の年金現価係数

∴ 貸し手の計算利率：4%

(3) 第2回リース料支払：X3年3月31日

現金預金 (受取リース料)	20,000	リース投資資産	17,096
		受取利息	$(89,036 - 16,439) \times 4\%$

∴ 利息相当額 $2,904 = \text{受取利息} (89,036 - 16,439) \times 4\%$

問題15 重要性\*\*

「退職給付に関する会計基準」および同適用指針等に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(8点)

- ア 退職給付債務は、退職給付見込額のうち、期末までに発生していると認められる額を割り引いて計算する。その際、勤続年数、残存勤務期間、退職給付見込額等については、全従業員の加重平均値のような合理的な計算方法によって算定された数値を用いて計算することを原則とする。

「退職給付に関する会計基準」16.(注3)

退職給付債務は、退職により見込まれる退職給付の総額（退職給付見込額）のうち、期末までに発生していると認められる額を割り引いて計算する。

退職給付債務は、原則として個々の従業員ごとに計算する。ただし、勤続年数、残存勤務期間、退職給付見込額等について標準的な数値を用いて加重平均等により合理的な計算ができると認められる場合には、当該合理的な計算方法を用いることができる。

- イ 連結貸借対照表において、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を負債として計上し、年金資産の額が退職給付債務を超える場合には資産として計上する。その際、年金資産は期末における時価によって計算するが、全ての年金資産の時価は、「時価の算定に関する会計基準」によって算定しなければならない。

「退職給付に関する会計基準」13.22.

退職給付債務から年金資産の額を控除した額（積立状況を示す額）を負債として計上する。ただし、年金資産の額が退職給付債務を超える場合には、資産として計上する。

年金資産の額は、期末における時価（公正な評価額をいう。ただし、金融商品については、算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格（企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」第6項とする。）により計算する。

- 
- ウ 退職給付債務の計算における割引率は、安全性の高い債券の利回りを基礎として決定する。
- \* また、各事業年度において割引率を再検討した結果、割引率の変動が退職給付債務に重要な影響を及ぼすと判断した場合にはこれを見直し、退職給付債務を再計算する。この判断に当たっては、前期末に用いた割引率により算定した場合の退職給付債務と比較して、期末の割引率により計算した退職給付債務が10%以上変動すると推定されるときには、重要な影響を及ぼすものとされる。

「退職給付に関する会計基準の適用指針」30.

割引率は期末における安全性の高い債券の利回りを基礎として決定されるが、各事業年度において割引率を再検討し、その結果、少なくとも、割引率の変動が退職給付債務に重要な影響を及ぼすと判断した場合にはこれを見直し、退職給付債務を再計算する必要がある。

重要な影響の有無の判断にあたっては、前期末に用いた割引率により算定した場合の退職給付債務と比較して、期末の割引率により計算した退職給付債務が10%以上変動すると推定されるときには、重要な影響を及ぼすものとして期末の割引率を用いて退職給付債務を再計算しなければならない。

- 
- エ 過去勤務費用とは、退職金規定等の改定に伴い、退職給付水準が変更された結果生じる退職給付債務の増加部分又は減少部分であるが、給与水準の変動による退職給付債務の変動は、過去勤務費用には該当しない。

「退職給付に関する会計基準の適用指針」41.

過去勤務費用とは、退職給付水準の改訂等に起因して発生した退職給付債務の増加又は減少部分であり、退職金規程等の改訂に伴い退職給付水準が変更された結果生じる、改訂前の退職給付債務と改訂後の退職給付債務の改訂時点における差額を意味する。～なお、給与水準の変動（ベースアップ）による退職給付債務の変動は、過去勤務費用には該当しない。

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. イウ      5. イエ      6. ウエ

問題16 重要性\*\*\*

「収益認識に関する会計基準」および同適用指針に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(8点)

- ア 顧客に移転する財またはサービスと交換に企業が権利を得ることとなる対価を回収する可能性が高いとはいえないような状況でも、当事者が、書面、口頭、取引慣行等により契約を承認し、それぞれの義務を約束していること、移転される財またはサービスに関する各当事者の権利を識別できること、さらに、契約に経済的実質があることの三つの要件を満たすと収益を認識することができる。

「収益認識に関する会計基準」19.

本会計基準を適用するにあたっては、次の(1)から(5)の要件のすべてを満たす顧客との契約を識別する。

- (1) 当事者が、書面、口頭、取引慣行等により契約を承認し、それぞれの義務の履行を約束していること
- (2) 移転される財又はサービスに関する各当事者の権利を識別できること
- (3) 移転される財又はサービスの支払条件を識別できること
- (4) 契約に経済的実質があること（すなわち、契約の結果として、企業の将来キャッシュ・フローのリスク、時期又は金額が変動すると見込まれること）
- (5) 顧客に移転する財又はサービスと交換に企業が権利を得ることとなる対価を回収する可能性が高いこと

- イ 収益認識に関する注記における開示目的は、顧客との契約から生じる収益およびキャッシュ・フローの性質、金額、時期および不確実性を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を企業が開示することにある。

「収益認識に関する会計基準」80-4.

収益認識に関する注記における開示目的は、顧客との契約から生じる収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を企業が開示することである。

- ウ 変動対価の見積りにあたって、企業が権利を得ることとなる対価の額をより適切に予測できる方法としては、発生し得ると考えられる対価の額における最も可能性の高い単一の金額（最頻値）による方法を用い、発生し得ると考えられる対価の額を確率で加重平均した金額（期待値）による方法を用いることはできない。

「収益認識に関する会計基準」51.

変動対価の額の見積りにあたっては、発生し得ると考えられる対価の額における最も可能性の高い単一の金額（最頻値）による方法又は発生し得ると考えられる対価の額を確率で加重平均した金額（期待値）による方法のいずれかのうち、企業が権利を得ることとなる対価の額をより適切に予測できる方法を用いる。

- 
- エ 顧客との契約に重要な金融要素が含まれる場合、取引価格の算定にあたっては、約束した対  
\*\*\* 価の額に含まれる金利相当分の影響を調整する。収益は、約束した財またはサービスが顧客に  
○ 移転した時点で（または移転するにつれて）、当該財またはサービスに対して顧客が支払うと  
見込まれる現金販売価格を反映する金額で認識する。

「収益認識に関する会計基準」57.

顧客との契約に重要な金融要素が含まれる場合、取引価格の算定にあたっては、約束した対  
価の額に含まれる金利相当分の影響を調整する。収益は、約束した財又はサービスが顧客に移  
転した時点で（又は移転するにつれて）、当該財又はサービスに対して顧客が支払うと見込ま  
れる現金販売価格を反映する金額で認識する。

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. イウ      5. イエ      6. ウエ

問題17 重要性\*

連結財務諸表上の税効果の会計処理に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(8点)

ア 子会社に対して行われた投資に係る連結財務諸表固有の将来減算一時差異に対しては、連結  
\*\*\* 財務諸表の作成に当たり、繰延税金資産を計上してはならない。

×

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」22.

子会社に対する投資に係る連結財務諸表固有の将来減算一時差異については、原則として、連結決算手続上、繰延税金資産を計上しない。ただし、次のいずれも満たす場合、繰延税金資産を計上する。

(1) 当該将来減算一時差異が、次のいずれかの場合により解消される可能性が高い。

① 予測可能な将来の期間に、子会社に対する投資の売却等を行う意思決定又は実施計画が存在する場合

②個別財務諸表において計上した子会社株式の評価損について、予測可能な将来の期間に、税務上の損金に算入される場合

(2) 第8項(3)に従って当該将来減算一時差異に係る繰延税金資産に回収可能性があると判断される。

イ 子会社の経営状態が著しく悪化したために、親会社の個別財務諸表において子会社株式評価  
\*\* 損を計上した場合、当該評価損は資本連結手続によって相殺消去される。その結果、評価損の消去に係る連結財務諸表固有の将来減算一時差異が発生する。

×

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」20.

個別財務諸表において子会社株式の評価損を計上し、当該評価損について税務上の損金算入の要件を満たしていない場合であって、当該評価損に係る将来減算一時差異の全部又は一部に対して繰延税金資産が計上されているときは、資本連結手続に伴い生じた当該評価損の消去に係る連結財務諸表固有の将来加算一時差異に対して、当該繰延税金資産と同額の繰延税金負債を計上する。

ウ 親会社が、投資の一部を売却したことにより、被投資会社が子会社および関連会社のいずれ  
\* にも該当しなくなった場合には、連結財務諸表上、残存する投資は個別財務諸表における帳簿  
○ 価額によって評価する。この場合に、帳簿価額に修正したことによって解消した一時差異に係る繰延税金資産または繰延税金負債は、売却時に取り崩し、利益剰余金から直接控除する。

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」29.

子会社に対する投資の一部売却により当該被投資会社が子会社等に該当しなくなった場合、連結財務諸表上、残存する当該被投資会社に対する投資は個別貸借対照表上の帳簿価額をもって評価するとされている。

この場合、本適用指針第27項に従って法人税等調整額を相手勘定として計上した当該子会社に対する投資に係る連結財務諸表固有の一時差異に関する繰延税金資産又は繰延税金負債のうち、当該売却に伴い投資の帳簿価額を修正したことにより解消した一時差異に係る繰延税金資産又は繰延税金負債を、利益剰余金を相手勘定として取り崩す。

- 
- エ 連結財務諸表の作成に当たり、子会社の決算日が連結決算日と異なり、かつ、子会社が連結  
\*\* 決算日に正規の決算に準ずる合理的な手続により決算を行う場合に、税効果の計算には連結決  
○ 算日現在において国会で成立している法人税法等に規定されている税率を適用する。

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」50.

連結財務諸表を作成するにあたって、子会社の決算日が連結決算日と異なる場合で、かつ、当該子会社が連結決算日に正規の決算に準ずる合理的な手続により決算を行う場合、当該子会社の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に用いる税法又は税率は、「決算日」を「連結決算日」と読み替えた税法又は税率によるものとする。

---

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. イウ      5. イエ      6. ウエ

**問題18** 重要性\*\*\*

次の〔資料〕の下で、当期（X3年4月1日～X4年3月31日）におけるP社の連結包括利益計算書に計上されるその他の包括利益の合計金額として正しいものの番号を一つ選びなさい。解答に当たっては、〔資料〕以外の事項は考慮しないものとする。（8点）

〔資料〕

1. P社は、X2年3月31日にS社の発行済株式の80%を取得して連結子会社とし、X3年3月31日にA社の発行済株式の20%を取得して持分法適用会社としている。
2. S社は、X2年3月31日にB社の株式をとして保有している。X3年3月31日およびX4年3月31日におけるその時価は、それぞれ48,000千円および49,600千円である。
3. A社は、X2年3月31日にC社の株式をとして保有している。X3年3月31日およびX4年3月31日におけるその時価は、それぞれ25,000千円および26,200千円である。
4. S社とA社の実効税率を30%として、税効果会計を適用する。

- |    |          |    |          |    |          |
|----|----------|----|----------|----|----------|
| 1. | 1,120 千円 | 2. | 1,288 千円 | 3. | 1,736 千円 |
| 4. | 3,808 千円 | 5. | 3,976 千円 | 6. | 5,124 千円 |

<解説>

（単位：千円）

(1) S社が保有するB社株式

$$(\text{x4年3月31日}49,600 - \text{x3年3月31日}48,000) \times (1 - 30\%) = 1,120 \text{千円}$$

(2) A社が保有するC社株式

$$(\text{x4年3月31日}26,200 - \text{x3年3月31日}25,000) \times 20\% \times (1 - 30\%) = 168 \text{千円}$$

(3) (1) + (2) = 1,288千円

問題19 重要性\*\*

企業結合の会計に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(8点)

- ア 企業結合には、取得と持分の結合という異なる経済的実態を有するものがあり、取得とされた企業結合では、いずれかの結合当事者が取得企業として決定される。企業結合における対価の観点からは、主な対価の種類として現金を引き渡す場合には当該現金の引渡企業が、通常、取得企業となる。

「企業結合に関する会計基準」19.

主な対価の種類として、現金若しくは他の資産を引き渡す又は負債を引き受けることとなる企業結合の場合には、通常、当該現金若しくは他の資産を引き渡す又は負債を引き受ける企業(結合企業)が取得企業となる。

- イ 企業結合に伴って発生するのれんは、発生時に一括償却し、その償却額を特別損失に計上する会計処理が認められている。これは、のれんの償却期間に対する恣意性の排除、貸借対照表の健全性の確保などを論拠とする。この会計処理は、のれんの金額に重要性が乏しい場合を除き、のれんの効果の及ぶ期間を合理的に見積った結果として、のれんの償却額が企業結合年度に全額計上される場合の会計処理と同じになる。

「企業結合に関する会計基準」32.47.

のれんは、資産に計上し、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却する。ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。

のれんは無形固定資産の区分に表示し、のれんの当期償却額は販売費及び一般管理費の区分に表示する。

- ウ 企業結合の目的が、被取得企業の事業に存在する特定の無形資産の受入れであり、その金額が重要になると見込まれる場合がある。この場合、当該無形資産は、分離して譲渡可能なものとして取り扱われ、識別可能資産として取得原価を配分するが、分離して譲渡可能な無形資産であるか否かはその実態に基づいて判断すべきである。顧客リストや被取得企業の事業に存在する労働力の相乗効果は、分離して譲渡可能な無形資産に該当しないが、ソフトウェアや研究開発活動の途中段階の成果は、該当することがある。

「企業結合に関する会計基準」29.

受け入れた資産に法律上の権利など分離して譲渡可能な無形資産が含まれる場合には、当該無形資産は識別可能なものとして取り扱う。

「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準の適用指針」367.

分離して譲渡可能な無形資産であるか否かは、対象となる無形資産の実態に基づいて判断すべきであるが、例えば、ソフトウェア、顧客リスト、特許で保護されていない技術、データベース、研究開発活動の途中段階の成果(最終段階にあるものに限らない。)等についても分離して譲渡可能なものがある点に留意する。

- エ 子会社が親会社株式を支払対価として企業集団外の他の企業と企業結合する場合には、当該
- \*\*\* 子会社が属する企業集団からみると、親会社が企業結合の対価として自己株式を処分する取引
- と同様に考えることができる。このため、子会社の個別財務諸表上、損益に計上した親会社株式の処分差額は、連結財務諸表上においては自己株式処分差額に振り替える会計処理が求められる。

「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準の適用指針」82.

子会社が親会社株式を支払対価として他の企業と企業結合する場合（いわゆる三角合併などの場合）には、次のように会計処理する。

(1) 個別財務諸表上の会計処理

前項に準じて会計処理を行う。

(2) 連結財務諸表上の会計処理

個別財務諸表において計上された損益を、連結財務諸表上は資本取引として自己株式処分差額に振り替え、「自己株式等会計基準」第9項、第10項及び第12項の定めに従って処理する。

1. アイ      2. アウ      3. **アエ**      4. イウ      5. イエ      6. ウエ

問題20 重要性\*\*\*

固定資産の減損処理に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(8点)

- ア 事業用の固定資産の収益性が当初の予想よりも低下した場合に、その回収可能性を帳簿価額\*\*\*に反映させる会計処理は、金融商品に適用される時価評価と同様に、資産価値の変動によって利益を測定することや、決算日における資産価値を貸借対照表に表示することを目的とする。

「固定資産の減損に係る会計基準」設定前文三.1.

これは、金融商品に適用されている時価評価とは異なり、資産価値の変動によって利益を測定することや、決算日における資産価値を貸借対照表に表示することを目的とするものではなく、取得原価基準の下で行われる帳簿価額の臨時的な減額である。

- イ 減損の兆候がある資産について、当該資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額\*がその帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識する。この減損損失の認識の判定において、割引前将来キャッシュ・フローが外貨建てで見積られる場合、算定された外貨建ての将来キャッシュ・フローは、固定資産の取得時の為替相場によるのではなく、減損損失の認識の判定時の為替相場により円換算される。

「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」20.

将来キャッシュ・フローが外貨建てで見積られる場合、第18項及び第19項に基づいて算定された外貨建ての将来キャッシュ・フローを、減損損失の認識の判定時の為替相場により円換算し、減損損失を認識するかどうかを判定するために見積られる割引前将来キャッシュ・フローに含める。

- ウ 減損損失を認識すべきと判定された資産は、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額\*\*\*を減損損失として当期の損失とするが、この回収可能価額は、資産の正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額をいう。前者の正味売却価額は、資産の時価から処分費用見込額を控除して算定される。後者の使用価値は、資産の継続的使用によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値であるが、使用後の処分によって生ずると見込まれる分は含まない。

「固定資産の減損に係る会計基準」(注1)4.

使用価値とは、資産又は資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値をいう。

- 
- エ 無形固定資産として計上されている市場販売目的のソフトウェアの取得原価は、見込販売数量に基づく償却方法その他合理的な方法により償却しなければならない。いずれの減価償却方法による場合にも、毎期見込まれる販売数量等の見直しを行う。その結果、未償却残高が翌期以降の見込販売収益の額を上回った場合、当該超過額は一時の費用または損失として処理される。

「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」18.20.

市場販売目的のソフトウェアに関しては、ソフトウェアの性格に応じて最も合理的と考えられる減価償却の方法を採用すべきである。合理的な償却方法としては、見込販売数量に基づく方法のほか、見込販売収益に基づく償却方法も認められる。

販売期間の経過に伴い、減価償却を実施した後の未償却残高が翌期以降の見込販売収益の額を上回った場合、当該超過額は一時の費用又は損失として処理する。

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. イウ      5. **イエ**      6. ウエ

問題21 重要性\*\*

持分法の会計に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。  
(8点)

- ア S社はP社の連結子会社であり、A社はP社の持分法適用関連会社である。連結財務諸表の  
\*\*\* 作成において、P社が、より合理的な会計方針を選択するために自らの会計処理をS社の会計  
○ 処理に合わせている場合には、原則として、A社の会計処理もS社の会計処理に合わせるこ  
ととなる。

「持分法に関する会計基準」9.25.

- イ 連結子会社の株式の一部売却が行われて持分比率が減少したことにより、連結子会社から持  
\* 分法適用関連会社になることがある。この場合には、のれんの未償却額のうち関連会社として  
× 残存する持分比率に相当するのれんの未償却額は、支配獲得時における持分比率に占める関連  
会社として残存する持分比率に相当する額として算定されなければならない。

「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」45-2.66-6.

のれんの未償却額は、支配獲得時における持分比率に占める関連会社として残存する持分比  
率に相当する額として算定する方法の他、支配喪失時における持分比率に占める関連会社とし  
て残存する持分比率に相当する額を算定するなどの方法も認められる。

- ウ 持分法適用関連会社について、株式の追加取得を行って、引き続き持分法の適用範囲に含ま  
\* れる場合、資本のうち追加取得した株式に対応する持分と追加投資額との間に生じた差額は、  
× のれんまたは負ののれんとして処理する。この場合、同一の持分法適用関連会社について、株  
式取得日の異なるのれんがあるときには、合理的な根拠なく異なる償却期間を設定することは  
できないが、既取得分の残存償却期間を追加取得分の償却期間に修正することは認められてい  
る。

「持分法会計に関する実務指針」16-2.31.

既取得分の残存償却期間を追加取得分の償却期間に修正してはならない。なお、追加取得時  
に、既取得分の取得時と大きな状況の変化があつて、のれんの償却期間を改めて合理的に見積  
もった結果、追加取得分についてより短い償却期間が設定された場合、既取得分の残存償却期  
間追加取得分の償却期間を超えるときであっても、追加取得分の償却期間を既取得分の残存  
償却期間として償却を行うこととされており、追加取得分を既存の残存償却期間に修正する  
ことになる。

- エ 子会社以外の他の企業について、自己の計算においてその議決権を所有していない場合であ  
\*\*\* っても、自己と出資等において緊密な関係により、自己の意思と同一の内容の議決権を行使す  
ると認められる者が当該他の企業の議決権の20%以上を所有し、かつ、当該他の企業の財務お  
よび営業または事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推察される事実が存在す  
る場合には、当該他の企業は関連会社に該当する。

「持分法に関する会計基準」5-2.

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. イウ      5. イエ      6. ウエ

**問題22** 重要性\*

次の〔資料〕に基づき、X1年12月31日の吸収分割によるα事業の移転後における、A社個別貸借対照表の利益剰余金の金額とB社個別貸借対照表の資産合計の金額の組合せとして正しいものの番号を一つ選びなさい。(8点)

〔資料〕

1. X1年12月31日、分離元企業（吸収分割会社）A社は、α事業を分離先企業（吸収分割承継会社）B社に移転した。
2. α事業の移転前において、A社とB社との間に資本関係はなかった。
3. α事業は諸資産のみによって構成されており、負債はない。その諸資産は、適正な帳簿価額（株主資本相当額）が200百万円であり、時価が250百万円であった。
4. 当該事業分離により、A社はその対価として、B社より新株発行された株式7,200株（時価@30,000円）と現金44百万円を受取った。B社の発行済株式総数は、この新株発行により47,200株となった。増資分は全額資本金として処理する。
5. B社株式の時価は、α事業の時価よりも信頼性が高いと判断される。
6. 連結子会社および持分法適用関連会社の判定は、議決権の保有割合のみによって行う。なお、B社が発行する株式は、全て議決権付きである。
7. 税効果は考慮しない。
8. 事業分離直前におけるA社およびB社の個別貸借対照表は次のとおりである。
9. 計算過程で端数が生じる場合、計算途中では四捨五入せず、最終数値の百万円未満を四捨五入すること。

個別貸借対照表 (単位：百万円)

資産	A社	B社	負債・純資産	A社	B社
現金	3,000	1,500	諸負債	6,600	2,500
諸資産	9,000	2,000	資本金	2,000	800
			資本剰余金	400	—
			利益剰余金	3,000	200
合計	12,000	3,500	合計	12,000	3,500

	A社利益剰余金	B社資産合計
1.	3,000 百万円	3,656 百万円
2.	3,000 百万円	3,706 百万円
3.	3,000 百万円	3,716 百万円
4.	3,060 百万円	3,656 百万円
5.	3,060 百万円	3,706 百万円
6.	3,060 百万円	3,716 百万円

<解説>

(単位：百万円)

1. 移転後持分比率の算定

$$7,200株 \div 47,200株 = 15.254\cdots \%$$

移転前後ともに、B社は子会社にも関連会社にも移転しないため、A社は移転損益を認識し、B社は資産・負債を時価で受け入れる。

2. A社の個別上の処理 (移転損益の認識)

B社株式	@30,000×7,200株=216	諸資産	(適正帳簿価額) 200
現金	44	移転損益 (利益剰余金)	※ 60

※ 移転損益は貸借差額

3. B社の個別上の処理 (受入資産負債は時価)

諸資産	(α事業の時価) 250	現金	44
のれん	10	資本金	@30,000×7,200株=216

個別貸借対照表

(単位：百万円)

資産	A社	B社	負債・純資産	A社	B社
現金	3,044	1,456	諸負債	6,600	2,500
諸資産	8,800	2,250	資本金	2,000	1,016
のれん	—	10	資本剰余金	400	—
B社株式	216		利益剰余金	3,060	200
合計	12,060	3,716	合計	12,060	3,716

問題23～28

P社の連結財務諸表の作成に関する次の〈前提条件〉および〔資料Ⅰ〕～〔資料Ⅳ〕に基づき、以下の問題23～問題28に答えなさい。

〈前提条件〉

1. P社、S社およびA社の連結会計年度および事業年度は、いずれも3月31日を決算日とする1年であり、当期はX3年度（X3年4月1日～X4年3月31日）である。なお、S社およびA社は非公開会社である。
2. P社、S社およびA社の間には、〔資料Ⅰ〕～〔資料Ⅲ〕で示されたもの以外の取引はない。
3. X3年度においてP社は33,000百万円、A社は2,000百万円の配当を行っており、S社は配当を行っていない。
4. のれんが生じる場合には、発生した年度の翌年度から10年間にわたり定額法により償却する。
5. 未実現利益の非支配株主持分への配分については、期末の追加取得前の期中の持分比率に基づいて行う。
6. 税効果は考慮しない。
7. 計算結果に端数が生じる場合、百万円未満を四捨五入すること。

〔資料Ⅰ〕 S社に関する事項

1. P社は、X2年3月31日にS社の発行済株式の15%を32,000百万円で取得し、「その他有価証券」として保有していた。X3年3月31日に発行済株式の45%を110,250百万円で追加取得したことにより、S社の支配を獲得した。さらに、X4年3月31日に発行済株式の10%を25,000百万円で追加取得した。
2. X2年3月31日におけるS社の純資産の内訳は、資本金100,000百万円、利益剰余金40,000百万円であった。S社の資産には、土地を除く諸資産（簿価256,000百万円）と土地（簿価37,000百万円）が含まれており、土地の時価は44,000百万円であった。諸負債の簿価は153,000百万円であり、土地を除く諸資産と諸負債の時価は帳簿価額と同じであった。
3. X3年3月31日におけるS社の純資産の内訳は、資本金100,000百万円、利益剰余金64,000百万円であった。S社の資産には、土地を除く諸資産（簿価296,000百万円）と土地（簿価37,000百万円）が含まれており、土地の時価は47,000百万円であった。諸負債の簿価は169,000百万円であり、土地を除く諸資産と諸負債の時価は帳簿価額と同じであった。

〔資料Ⅱ〕 A社に関する事項

1. P社は、X3年3月31日にA社の発行済株式の30%を31,000百万円で取得し、持分法適用会社とした。
2. X3年3月31日におけるA社の純資産の内訳は、資本金80,000百万円、利益剰余金13,000百万円であった。なお、X3年3月31日におけるA社の諸資産（土地を含む。）の簿価は153,000百万円（時価は155,000百万円）、X4年3月31日における諸資産（土地を含む。）の簿価は162,000百万円（時価は167,000百万円）であった。土地を除く諸資産と諸負債の時価は、両年度末において帳簿価額と同じであった。

〔資料Ⅲ〕 連結会社間の取引に関する事項

1. P社は、X3年4月1日よりS社から商品の一部を掛けて仕入れている。X3年度におけるP社の個別財務諸表には、S社からの当期商品仕入高137,000百万円および期末棚卸高25,000百万円が含まれている。ただし、これらとは別に、X4年3月31日において、S社からの商品3,000百万円がP社には未達となっているため、同金額はP社の個別財務諸表には含まれていない。なお、S社の出荷時から商品の支配がP社に移転される時までの期間は、通常の期間であるため、S社では出荷時に収益（売上）を認識している。S社のP社に対する売上総利益率は25%であった。
2. S社は、X3年9月30日にP社に対して土地（簿価37,000百万円）を47,000百万円で売却しており、その売却益10,000百万円を特別利益に計上している。
3. S社は、P社への売掛金に対して貸倒引当金を設定していない。

〔資料Ⅳ〕

P社、S社およびA社の個別貸借対照表

	X4年3月31日		
	P社	S社	A社
諸資産	466,000	378,500	138,000
S社株式	167,250		
A社株式	31,000		
土地	47,000		24,000
資産合計	711,250	378,500	162,000
諸負債	412,250	182,500	64,000
資本金	200,000	100,000	80,000
資本剰余金	10,000		
利益剰余金	89,000	96,000	18,000
負債・純資産合計	711,250	378,500	162,000

P社、S社およびA社の個別損益計算書

	自X3年4月1日 至X4年3月31日		(単位：百万円)
	P社	S社	
売上高	630,000	320,000	143,000
売上原価	441,000	240,000	122,000
売上総利益	189,000	80,000	21,000
販売費及び一般管理費	120,000	45,000	12,700
営業利益	69,000	35,000	8,300
営業外収益	14,500	9,500	900
営業外費用	4,600	5,900	1,300
経常利益	78,900	38,600	7,900
特別利益	11,100	16,200	300
特別損失	31,000	22,800	1,200
当期純利益	59,000	32,000	7,000

重要性\*\*\*

**問題23** 当連結会計年度の連結株主資本等変動計算書における利益剰余金当期首残高として正しいものの番号を一つ選びなさい。(4点)

- |    |           |    |           |    |           |
|----|-----------|----|-----------|----|-----------|
| 1. | 63,000百万円 | 2. | 66,839百万円 | 3. | 67,750百万円 |
| 4. | 68,500百万円 | 5. | 68,750百万円 | 6. | 69,500百万円 |

重要性\*\*\*

**問題24** 当連結会計年度の連結貸借対照表におけるのれんの金額として正しいものの番号を一つ選びなさい。(4点)

- |    |           |    |           |    |           |
|----|-----------|----|-----------|----|-----------|
| 1. | 22,680百万円 | 2. | 34,065百万円 | 3. | 34,080百万円 |
| 4. | 38,340百万円 | 5. | 40,590百万円 | 6. | 47,340百万円 |

重要性\*\*

**問題25** 当連結会計年度の連結貸借対照表における非支配株主持分の金額として正しいものの番号を一つ選びなさい。(4点)

- |    |           |    |           |    |           |
|----|-----------|----|-----------|----|-----------|
| 1. | 50,400百万円 | 2. | 52,700百万円 | 3. | 53,500百万円 |
| 4. | 56,700百万円 | 5. | 57,000百万円 | 6. | 57,975百万円 |

重要性\*\*\*

**問題26** 当連結会計年度の連結損益計算書における売上総利益の金額として正しいものの番号を一つ選びなさい。△は借方残高を示す。(4点)

- |    |            |    |            |    |            |
|----|------------|----|------------|----|------------|
| 1. | 262,000百万円 | 2. | 262,750百万円 | 3. | 263,500百万円 |
| 4. | 268,250百万円 | 5. | 269,000百万円 | 6. | 283,000百万円 |

重要性\*\*\*

**問題27** 当連結会計年度の連結損益計算書における営業外損益（営業外収益から営業外費用を控除した額）の金額として正しいものの番号を一つ選びなさい。(4点)

- |    |           |    |           |    |           |
|----|-----------|----|-----------|----|-----------|
| 1. | 13,500百万円 | 2. | 14,090百万円 | 3. | 14,350百万円 |
| 4. | 14,690百万円 | 5. | 14,750百万円 | 6. | 15,350百万円 |

重要性\*

**問題28** 当連結会計年度の連結損益計算書における親会社株主に帰属する当期純利益の金額として正しいものの番号を一つ選びなさい。(4点)

- |    |           |    |           |    |           |
|----|-----------|----|-----------|----|-----------|
| 1. | 62,590百万円 | 2. | 63,990百万円 | 3. | 64,290百万円 |
| 4. | 64,930百万円 | 5. | 64,990百万円 | 6. | 68,190百万円 |

今回は、評価差額、未達取引、未実現損益、持分法などのよく知られた論点に「段階取得による子会社化」が組み合わされていました。完答は狙わずに、6問中4問の正答を狙うのが賢明でした。

### 1. S社タイム・テーブル（15%→60%：段階取得による子会社化）

#### (ポイント)

1. 段階取得による差損益 = 支配獲得時の既存株式時価 - 既存株式の取得原価  
 $= 110,250\text{百万円} \div 45\% \times 15\% - 32,000 = 4,750\text{百万円}$
2. 評価差額は、支配獲得日に一括して計上  
 $\Rightarrow X3.3/31$ に土地時価 $47,000\text{百万円} - 37,000\text{百万円} = 10,000\text{百万円}$ を計上
3. 投資額と持分との差額は「のれん又は負ののれん」  
 $\text{投資額} (110,250\text{百万円} \div 45\% \times 60\%) - \text{持分} (174,000\text{百万円} \times 60\%) = 42,600\text{百万円}$

	+15%		+45%		+10%
	X2.3/31	X2年度	X3.3/31	X3年度	X4.3/31
資本金	100,000		100,000		100,000
利益剰余金	40,000	+ 利益 24,000	64,000	+ 利益 32,000	96,000
評価差額	—		10,000		10,000
合計	140,000		174,000		206,000
		P社持分	104,400		18,900
		S社株式	142,250		25,000
		段階差益	4,750	資本剰余金	△ 6,100
		のれん	42,600	償却 △4,260	38,340

### 2. S社土地の時価評価

土地	10,000	評価差額	10,000
----	--------	------	--------

### 3. S社株式の時価評価

S社株式	4,750	段階差益（利益剰余金）	4,750
------	-------	-------------	-------

※  $110,250\text{百万円} \div 45\% \times 15\% - 32,000 = 4,750\text{百万円}$

### 4. 開始仕訳

投資と資本の相殺消去（支配獲得時）

資本金	100,000	S社株式	※2	147,000
利益剰余金	64,000	非支配株主持分	※3	69,600
評価差額	10,000			
のれん	※1	42,600		

※1  $\text{投資額} (110,250\text{百万円} \div 45\% \times 60\%) - \text{持分} (174,000\text{百万円} \times 60\%) = 42,600\text{百万円}$

※2  $S社株式 110,250 \div 45\% \times 60\% = 147,000$

※3  $\text{非支配株主持分} 174,000 \times 40\% = 69,600$

### 5. 連結修正仕訳

(1) のれんの償却

のれん償却額（販管費）	4,260	のれん	4,260
-------------	-------	-----	-------

※  $\text{のれん} 42,600 \div 10\text{年} = 4,260$

(2) 増加利益剰余金の非支配株主持分への振替え

非支配株主帰属純損益	12,800	非支配株主持分	12,800
------------	--------	---------	--------

※ 増加利益剰余金 32,000 (×3.4/1~×4.3/31) × 40% = 12,800

(3) 成果連結

① 未達調整

商品	3,000	買掛金	3,000
----	-------	-----	-------

② 売上と仕入の相殺消去

売上	140,000	売上原価	140,000
----	---------	------	---------

③ 未実現利益の調整 (商品) アップストリーム

売上原価	※1	7,000	商品	7,000
非支配株主持分		2,800	非支配株主帰属純損益	※2
				2,800

※1 (期末商品 25,000 + 未達商品 3,000) × 25% = 7,000 百万円

※2 売上原価 7,000 × 40% = 2,800

④ 未実現利益の調整 (土地) アップストリーム

土地売却益 (特別利益)	10,000	土地	10,000
非支配株主持分	4,000	非支配株主帰属純損益	※
			4,000

※ 土地売却益 10,000 × 40% = 4,000

(4) 追加取得

非支配株主持分	※	18,900	S社株式	25,000
資本剰余金		6,100		

※ (×4.3/31 S社資本合計 206,000 - (3)③売上原価 7,000 - (3)④土地売却益 10,000) × 10% = 18,900

6. A社タイム・テーブル (持分法: 30%)

	+30%		30%
	×3.3/31	X3年度	×4.3/31
資本金	80,000		80,000
利益剰余金	13,000	+ 利益 7,000 △ 配当 2,000	18,000
評価差額	2,000		2,000
合計	95,000		100,000
P社持分	28,500		
A社株式	31,000		
のれん	2,500	償却 △250	2,250

7. A社純利益の按分

A社株式	※	2,100	持分法による投資損益 (営業外損益)	2,100
------	---	-------	--------------------	-------

※ 当期純利益 7,000 × 30% = 2,100

8. A社からの配当

受取配当金 (営業外損益)	※	600	A社株式	600
---------------	---	-----	------	-----

※ 配当 2,000 × 30% = 600

9. のれんの償却

持分法による投資損益 (営業外損益)	250	A社株式	250
--------------------	-----	------	-----

※ のれん {A社株式 31,000 - P社持分 (A社純資産 95,000 × 30%)} ÷ 10年 = 250

重要性\*\*\*

問題23

当連結会計年度の連結株主資本等変動計算書における利益剰余金当期首残高

$$P \text{ 社期首利益剰余金} = \text{期末 } 89,000 + \text{ 配当 } 33,000 - \text{ 当期利益 } 59,000 = 63,000 \text{ 百万円}$$

$$\therefore P \text{ 社 } 63,000 + S \text{ 社 } 64,000 + \text{ 段階差益 } 4,750 - \text{ 開始仕訳 } 64,000 = 67,750 \text{ 百万円}$$

重要性\*\*\*

問題24

当連結会計年度の連結貸借対照表におけるのれんの金額

$$S \text{ 社タイムテーブルより } 38,340 \text{ 百万円}$$

重要性\*\*

問題25

当連結会計年度の連結貸借対照表における非支配株主持分の金額

$$\begin{aligned} & \text{開始仕訳 } 69,600 + S \text{ 社当期利益振替え } 12,800 - \text{ 商品未実現利益調整 } 2,800 - \text{ 土地売却益調整 } 4,000 \\ & - \text{ 追加取得 } 18,900 = 56,700 \text{ 百万円} \end{aligned}$$

重要性\*\*\*

問題26

当連結会計年度の連結損益計算書における売上総利益の金額

$$P \text{ 社売上総利益 } 189,000 + S \text{ 社売上総利益 } 80,000 - \text{ 商品未実現利益調整 } 7,000 = 262,000 \text{ 百万円}$$

重要性\*\*\*

問題27

当連結会計年度の連結損益計算書における営業外損益

$$\begin{aligned} & P \text{ 社営業外損益 } (14,500 - 4,600) + S \text{ 社営業外損益 } (9,500 - 5,900) + \text{ 持分法投資損益 (A社利益) } 2,100 \\ & - A \text{ 社からの受取配当金 } 600 - \text{ 持分法投資損益 (のれん償却) } 250 = 14,750 \text{ 百万円} \end{aligned}$$

重要性\*

問題28

当連結会計年度の連結損益計算書における親会社株主に帰属する当期純利益の金額

$$\begin{aligned} (1) \text{ 非支配株主に帰属する当期純利益} & = S \text{ 社当期利益振替え } 12,800 - \text{ 商品未実現利益調整 } 2,800 \\ & - \text{ 土地売却益調整 } 4,000 = 6,000 \text{ 百万円} \end{aligned}$$

(2) 親会社株主に帰属する当期純利益

$$\begin{aligned} & P \text{ 社純利益 } 59,000 + S \text{ 社純利益 } 32,000 - \text{ のれん償却 } 4,260 - \text{ 商品未実現利益調整 } 7,000 \\ & - \text{ 土地売却益調整 } 10,000 + \text{ 持分法適用損益 } (2,100 - 600 - 250) \\ & - (1) \text{ 非支配株主に帰属する当期純利益 } 6,000 = 64,990 \text{ 百万円} \end{aligned}$$